る在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号Ｃ１０７－３に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った酸素吸入の費用は算定しない。

Ｊ０２４－２　突発性難聴に対する酸素療法（１日につき）　65点

Ｊ０２５　酸素テント（１日につき）　65点

注１　間歇的陽圧吸入法と同時に行った酸素テントの費用は、間歇的陽圧吸入法の所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号Ｃ１０７－３に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った酸素テントの費用は算定しない。

Ｊ０２６　間歇的陽圧吸入法（１日につき）　160点

注１　間歇的陽圧吸入法と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号Ｃ１０７－３に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った間歇的陽圧吸入法の費用は算定しない。

Ｊ０２６－２　鼻マスク式補助換気法（１日につき）　160点

注１　鼻マスク式補助換気法と同時に行われる喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントの費用は、所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号Ｃ１０７－３に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った鼻マスク式補助換気法の費用は算定しない。

Ｊ０２６－３　体外式陰圧人工呼吸器治療（１日につき）　192点

注１　体外式陰圧人工呼吸と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号Ｃ１０７－３に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った体外式陰圧人工呼吸の費用は算定しない。

Ｊ０２６－４　ハイフローセラピー（１日につき）

１　15歳未満の患者の場合　338点

２　15歳以上の患者の場合　230点

Ｊ０２７　高気圧酸素治療（１日につき）

１　減圧症又は空気塞栓に対するもの　5,000点

２　その他のもの　3,000点

注　１については、高気圧酸素治療の実施時間が５時間を超えた場合には、30分又はその端数を増すごとに、長時間加算として、500点を所定点数に加算する。ただし、3,000点を限度として加算する。

Ｊ０２８　インキュベーター（１日につき）　120点

注　使用した精製水の費用及びインキュベーターと同時に行った酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０２９　鉄の肺（１日につき）　260点

Ｊ０２９－２　減圧タンク療法　260点

Ｊ０３０　食道ブジー法　180点

Ｊ０３１　直腸ブジー法　180点

Ｊ０３２　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）　150点

注　３歳未満の乳幼児であって、直腸又は肛門疾患に係る手術の前後の場合は、周術期乳幼児加算として、初回の算定日から起算して３月以内に限り、100点を所定点数に加算する。

Ｊ０３３　削除

Ｊ０３４　イレウス用ロングチューブ挿入法　1,094点

Ｊ０３４－２　経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術　180点

Ｊ０３４－３　内視鏡的結腸軸捻転解除術（一連につき）　5,360点

Ｊ０３５　削除

Ｊ０３６　非還納性ヘルニア徒手整復法　290点

注　新生児又は３歳未満の乳幼児の場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ110点又は55点を加算する。

Ｊ０３７　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）　290点

Ｊ０３８　人工腎臓（１日につき）

１　慢性維持透析を行った場合１

イ　４時間未満の場合　1,856点

ロ　４時間以上５時間未満の場合　2,016点

ハ　５時間以上の場合　2,151点

２　慢性維持透析を行った場合２

イ　４時間未満の場合　1,816点

ロ　４時間以上５時間未満の場合　1,976点

ハ　５時間以上の場合　2,106点

３　慢性維持透析を行った場合３

イ　４時間未満の場合　1,776点

ロ　４時間以上５時間未満の場合　1,931点

ハ　５時間以上の場合　2,061点

４　その他の場合　1,560点

注１　入院中の患者以外の患者に対して、午後５時以降に開始した場合若しくは午後９時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外・休日加算として、380点を所定点数に加算する。

２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期１月に限り１日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ　導入期加算１　200点

ロ　導入期加算２　410点

ハ　導入期加算３　810点

３　著しく人工腎臓が困難な障害者等に対して行った場合は、障害者等加算として、１日につき140点を加算する。

４　カニュレーション料を含むものとする。

５　区分番号Ｃ１０２に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料又は区分番号Ｃ１０２－２に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、週１回（在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者にあっては、区分番号Ｊ０４２に掲げる腹膜灌流（１に限る。）の実施回数と併せて週１回）に限り算定する。

６　１から３までの場合にあっては、透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労働大臣が定める薬剤の費用は所定点数に含まれるものとする。

７　人工腎臓を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。

８　区分番号Ｊ０３８－２に掲げる持続緩徐式血液濾過の実施回数と併せて１月に14回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。

９　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、透析液水質確保加算として、